

令和4年度 第2回 忠岡町文化会館運営委員会

日時：令和4年9月15日（木）午後2時～
場所：忠岡町文化会館 地階第1,2会議室

次 第

1. 開 会

2. 委 員 長 挨 拶

3. 議 題

○忠岡町公民館条例の改正について

資料1～5

参考1～4

○忠岡町文化会館の特性を生かした発展的な事業展開について

4. そ の 他

5. 閉 会

○忠岡町公民館条例（改正案）

昭和60年 3 月12日 条例第19号

忠岡町公民館条例

(設置)

第 1 条 本町は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的を達成するため、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 忠岡町公民館
- (2) 位置 忠岡町忠岡南 1 丁目18番17号

(管理)

第 3 条 公民館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第 4 条 公民館に館長、主事その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第 5 条 公民館に法第29条の規定に基づき、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置き、組織及び運営については別に定める。

(委員の報酬及び費用弁償)

第 6 条 審議会の委員の報酬等は、報酬及び費用弁償等条例（昭和28年忠岡町条例第 9 号）の定めるところによる。

(使用の許可)

第 7 条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

ただし、次の各号の一に該当するときは使用を許可しない。

- (1) 公の秩序、又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物、又は附属物を破損するおそれがあるとき。
- (3) 法第23条の規定に準ずる行為があるとみなされるとき。
- (4) その他、施設の管理・運営上支障があるとき。

(許可の取消等)

第 8 条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができ

る。

- (1) この条例に基づく指示に従わないとき。
- (2) やむを得ない事情により、教育委員会が使用する必要があるとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 使用者の責に帰することができない事由により、使用しなかったとき。
- (2) やむを得ない理由により、教育委員会が承認したとき。

(附属設備の使用)

第12条 使用者から特に申出があったときは、附属設備の使用を許可することができる。

(損害賠償)

第13条 使用中に建物または附属設備を損傷し、若しくは滅失したときは、何人の所為であるかを問わず、使用者は教育委員会が決定した額を弁償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表

公民館使用料

区分	料金
会議室（1室につき）	1時間につき 500円
講習室	1時間につき 600円
料理室	1時間につき 600円

茶室	1時間につき 500円
託児室	1時間につき 500円
軽運動室	1時間につき 1,000円
冷暖房実施期間中の使用料は4割増とする。(※)	
(※) 冷暖房実施期間は6月1日～9月30日及び12月1日～3月31日	

○忠岡町公民館条例施行規則（改正案）

昭和60年3月13日教育委員会規則第1号

改正

平成3年11月30日教委規則第2号

平成12年8月8日教委規則第4号

平成18年12月28日教委規則第4号

平成22年12月14日教委規則第3号

忠岡町公民館条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、忠岡町公民館条例（昭和60年忠岡町条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 公民館は、条例第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 講座等を開設すること。

(2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催に関すること。

(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用に関すること。

(4) 体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関すること。

(5) 各種の団体等の連絡に関すること。

(6) 町民の集会その他の公共的利用に供すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、公民館等の設置の目的を達成するため教育委員会が必要と認め

る事業

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合はこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日及び火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、その日が火曜日に当たるときは、その翌日も休館とする。

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第4条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は午前10時から

午後6時までとする。

(使用許可申請)

第5条 公民館を使用しようとする者は、使用3日前までに、使用許可申請書(様式第1号)を提出しなければならない。その内容を変更するときも、また同様とする。

2 前項の場合において、使用日の2か月前の初日(但し、その日が休館日に当たる場合は翌日とする。)から受け付けすることができる。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(許可書の交付)

第6条 教育委員会は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、管理上特に必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書(様式第2号)を交付する。

(使用の期間)

第7条 使用者が公民館を使用できる時間は、第3条の規定による開館時間内とし、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及びその片付けに要する時間を含めたものとする。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、許可書に記載された使用料を、使用する当日の使用開始時間までに納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(使用料の減免)

第9条 条例第10条の規定により公民館の使用料の減免を受けようとする者は第4条の使用許可申請のうち、減免申請欄に記入のうえ、教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による使用料を減免する場合は、別に定める。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の減免の承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により使用料の減免の承認を受けたとき

(2) 教育委員会が使用料の減免を不相当としたとき

(1) 法第10条に規定する社会教育関係団体が、社会教育に関する事業を行うために使用するとき。

(2) 本町が使用するとき。

(3) 町内の各官公署、学校園並びに社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する事業を行う団体が使用するとき。

~~(4) その他教育委員会が減免することを適当と認めたとき。~~

~~2 前項に規定する減免を受けようとする場合は、第4条の使用許可申請のうち、減免申請欄に記入のうえ、教育委員会に提出しなければならない。~~

(特別の設備)

第10条 使用者は、教育委員会の許可を得て、特別の設備をすることができる。

2 前項の許可は、第4条の使用許可申請と同時に行わなければならない。

3 使用者は、第1項による設備をしたときは、使用後直ちにこれを原状に復さなければならない。

4 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会が使用者に代ってこれを行い、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の責務)

第11条 使用者は、使用期間中、その使用にかかる施設及び附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(き損届又は滅失届)

第12条 使用者及び入館者が、公民館の施設及び附属設備その他器具備品等をき損又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(遵守事項)

第13条 使用者及び入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく附属設備その他器具備品等を公民館外に持ち出さないこと。
- (2) 許可された使用目的以外の施設及び附属設備その他器具備品等を使用しないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、若しくは危険性の伴う物品を公民館内に持ち込まないこと。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (5) 許可なく物品を販売し、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (6) **館長その他の職員**係員の指示に従うこと。
- (7) その他管理上支障のある行為をしないこと。

(入館の制限)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、館長は入館を断わり、又は退館させることができる。

- (1) 伝染性疾患のある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、公民館の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年11月30日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年8月8日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日教委規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月14日教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

供 覧				

年 月 日

忠岡町公民館使用許可申請書

忠岡町教育委員会様

住所 _____

氏名
又は
名称 _____

電話 _____

忠岡町公民館条例施行規則第4条の規定により次のとおり使用許可を申請いたします。

使用日時	年 月 日 ()	午前 時 分 ~	午後 時 分
使用室名	○で囲んでください (地階) 第1・2会議室 第3会議室 (1階) 第4会議室 (3階) 第5会議室 茶室 第6会議室 講習室 料理室 (4階) 軽運動室	参加人員	人
使用目的		使用希望備品	
		持込用具	

忠岡町公民館使用料減免申請書

減免を 必要と する理由	忠岡町公民館の使用料の減免 に関する要綱第2条 号、 第3条 号、に該当	上記のとおり減免されたく申請します。 令和 年 月 日 住所 氏名 又は 名称 忠岡町教育委員会様
--------------------	---	---

受付	予定表	月報

忠岡町公民館の使用料の減免に関する要綱（新規 案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、忠岡町公民館条例（昭和60年3月12日条例第19条。以下「条例」という。）第10条及び忠岡町公民館条例施行規則（昭和60年3月13日教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第6条に規定する使用料の減免（以下「減免」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第2条 公民館の使用料の減免対象となる利用団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 本町または教育委員会
- （2） 法第10条に規定する社会教育関係団体
- （3） 公の団体及びそれに準じる団体、並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する事業を行う団体
- （4） 利用目的及び活動内容に公益性が認められ、公民館の設置目的に資する団体
- （5） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた団体

（使用料の減免）

第3条 教育委員会は、前条に規定する団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- （1） 町又は教育委員会が主催共催する事業で使用するとき。
- （2） 地域の住民のために行う活動で使用するとき。
- （3） 団体の本来の設立目的達成のため又は町民の福祉の向上に寄与し、町が支援する必要があると認める活動で使用するとき。
- （4） その他教育委員会が減免することを適当と認めたとき。

（減免の申請）

第4条 条例第10条の規定により公民館の使用料の減免を受けようとする者は、忠岡町公民館使用許可申請書のうち、減免申請欄に記入の上、教育委員会に提出しなければならない。

（減免の決定）

第5条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査し、減免の可否を決定しなければならない。

(減免の取消)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の減免を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為が認められたとき
- (2) 教育委員会が使用料の減免を不相当としたとき

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

忠岡町 **公民館** における登録クラブに関する要綱（全部改正案）

（目的）

第1条 この要綱は、社会教育法第20条に基づき、公民館における活動団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「登録クラブ」とは社会教育法第20条に基づき、忠岡町 **公民館**（以下「**公民館**」という。）と密接な連携を保ち、学習活動により、知識技術の習得を目指すだけでなく、その成果を地域へ還元するとともに、活動を通じて仲間づくりと地域社会に奉仕する精神を育み、もって地域の連携意識を高めることを目標として活動する団体であり、教育委員会の許可を必要とする。

（登録）

第3条 クラブの登録をしようとする者は、**公民館長**（以下「館長」という。）に次の各号に掲げる書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 登録申請書（様式第1号）
- (2) 会員名簿（様式第2号）
- (3) クラブ活動日程表（様式第3号）

（登録許可の要件）

第4条 前条の書類の提出を受けた館長は、**公民館**の効率的運用をはかるため、一般使用申込者に配慮しつつ関係書類を審査し、3カ月の試行期間（既存クラブを除く）を設けたうえで次の各号のすべてに該当するときは、**公民館**のクラブとして許可するものとする。

- (1) 活動内容等が条例の規定に抵触しないこと。
- (2) クラブの名称・代表者・会計係が明確に記載され、かつ、同一人でないこと。
- (3) 自主的・民主的に運営され、活動がすべて公開されており、入会を広く受け入れること。
- (4) クラブ相互の連携と円滑な運営を図るために忠岡町文化協会（以下「文化協会」という。）に積極的に協力すること。
- (5) 町内在住者及び在勤者を主たる構成員（50%以上）とし、原則として6名以上の会員を有し、概ね会員の60%以上が毎回出席し、円滑な活動が見込めること。
- (6) 年間の活動計画が明確にされ、継続的に活動が見込めること。
- (7) 各クラブが規定する会費等は、必要最低範囲内であるとともに、世間一般常識を超えないこと。

- (8) 各クラブが招へいする講師等への謝礼は、原則として公民館が主催する講師謝礼に準ずる金額であること。
- (9) 各クラブの講師等はクラブの代表者及び役員を兼ねることはできない。
- (10) 子ども（幼児～中学生以下）が主たる構成員となる場合は、その保護者も会員となり、クラブの運営やその他、公民館との連絡調整などを担うものとする。
- (11) クラブの名称に特定の流派を冠していないこと

(文化協会への加入と部会長の選出)

第5条 登録クラブは文化協会と連携し円滑な運営を図るために、文化協会事業に積極的に協力しなければならない。

2 登録クラブの代表者で形成する各部会から選出された1名の長は、文化協会に入会しなければならない。文化協会に入会した部会長は文化協会の専門委員となる。ただし、その選出は各部会の総意で選出されなければならない。また専門委員は文化協会と各登録クラブ代表者との連絡調整に努めるものとする。

3 文化協会会員の任期については2年とし、欠員が生じた場合は、補欠選出を行い残任期間とする。

(遵守事項)

第6条 登録クラブは次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 専ら営利を目的とする事業を行わない、又は営利事業を援助しないこと。
 - (2) 特定の政党の利害に関する事業を行わない、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支援しないこと。
 - (3) 特定の宗教を支持しない、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しないこと。
 - (4) 個人の教室化、または私物化した活動を行わないこと。
 - (5) 部屋を使用した後は、原状回復し、備品等は決まった場所に片づけること。
 - (6) 申請した目的以外の使用や、使用の権利を第三者に譲渡しないこと。
 - (7) 登録内容に変更があった場合は、速やかに**公民館**クラブ登録内容変更届書（様式第5号）を館長まで届け出ること。
 - (8) 登録クラブは創意工夫をこらした活動を行うこと。
 - (9) **公民館**及び文化協会が実施する事業等に積極的に参加・協力し、その資質の向上に努めること。
 - (10) 年間最低1回以上地域住民に向けて、活動内容を反映した体験会、発表会、公開講座若しくは地域に依頼された活動等を実施すること。またその活動内容については**公民館登録クラブ活動報告書（様式第4号）**を作成し、年度末に館長に報告すること。
 - (11) クラブ員は建物、備品等は大事に扱い自主的に清掃や整理整頓に努めること。
- (登録の効果)

第7条 登録クラブは、提出した活動計画書の活動日時に施設を使用することができる。ただし活動日時は週1回（第5週目は除く）、3時間以内とし活動計画書に基づき公民館等の事業に支障のない範囲で、許可されるものとする。ただし、第5週目の使用又は通常のクラブ活動以外で使用する場合は、忠岡町公民館使用許可申請書（「忠岡町公民館条例施行規則第4条第1項様式第1号」）を館長に提出し許可を得なければならない。その際の使用料については、忠岡町公民館条例別表の定めるところにより、申請した時間分の使用料を納付しなければならない。

2 登録クラブは、活動日の施設使用については忠岡町公民館使用許可申請書及び忠岡町公民館減免申請書の提出を省略することが出来る。

3 登録クラブは、**公民館**主催講座の実施、その他公的行事等で実施される場合においては、使用日時の調整を行わなければならない。

（登録期間）

第8条 登録クラブの登録期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。但し、年度途中で登録した場合の期間は、当該年度内とする。

2 継続して活動しようとする場合は、あらためて第3条に基づく登録申請を行い登録しなければならない。

3 登録期間の途中において休部または登録を廃止しようとする場合は、**公民館**クラブ廃部・休部届（様式第6号）を提出しなければならない。

（登録の取り消し）

第9条 教育委員会は登録クラブが条例、規則又はこの要綱に違反したと認められるとき、また、活動団体としてふさわしくないと判断した場合は登録の取消をすることができる。

（その他）

第10条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

忠岡町公民館における登録クラブに関する要領（新・案）

（目的）

第1条 忠岡町公民館における登録クラブに関する要綱第4条第1項第4号の要件を達成するため、部会を設け文化協会と連携し円滑な運営を図る。

（部会）

第2条 忠岡町公民館登録クラブの部会については以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 文化文芸部 | 茶華道、着付、俳句、短歌、川柳、古典等 |
| (2) 美術芸術部 | 絵画、書道、写真等 |
| (3) 音楽部 | 合唱、楽器演奏、リトミック等 |
| (4) 生活部 | 料理、裁縫、パソコン、エコ活動等 |
| (5) 語学部 | 外国語会話等 |
| (6) 舞踊部 | ダンス、民謡等 |
| (7) 運動部 | 球技、ヨガ、健康体操等 |

（活動内容）

第3条 公民館登録クラブは文化協会との相互協力により文化祭等の事業に積極的に参加する。

2 各部会の長は、各部会の代表者を招集し意見交換、情報交換をする中で交流を深めるよう努める。

（その他）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は公布の日から施行する。

○忠岡町公民館条例

昭和60年3月12日条例第19号

忠岡町公民館条例

(設置)

第1条 本町は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的を達成するため、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 忠岡町公民館
- (2) 位置 忠岡町忠岡南1丁目18番17号

(管理)

第3条 公民館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 公民館に館長、主事その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第5条 公民館に法第29条の規定に基づき、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置き、組織及び運営については別に定める。

(委員の報酬及び費用弁償)

第6条 審議会の委員の報酬等は、報酬及び費用弁償等条例（昭和28年忠岡町条例第9号）の定めるところによる。

(使用の許可)

第7条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは使用を許可しない。

- (1) 公の秩序、又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物、又は附属物を破損するおそれがあるとき。
- (3) 法第23条の規定に準ずる行為があるとみなされるとき。
- (4) その他、施設の管理・運営上支障があるとき。

(許可の取消)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができ

る。

- (1) この条例に基づく指示に従わないとき。
- (2) やむを得ない事情により、教育委員会が使用する必要があるとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表の定めるところにより、使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 使用者の責に帰することができない事由により、使用しなかったとき。
- (2) やむを得ない理由により、教育委員会が承認したとき。

(附属設備の使用)

第12条 使用者から特に申出があったときは、附属設備の使用を許可することができる。

2 前項の使用料は、教育委員会が定める。

(損害賠償)

第13条 使用中に建物または附属物を損傷し、若しくは滅失したときは、何人の所為であるかを問わず、使用者は教育委員会が決定した額を弁償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

別表

公民館使用料

区分	料金
会議室（1室につき）	1時間につき 500円
茶室	1時間につき 500円
冷暖房実施期間中の使用料は4割増とする。	

○忠岡町公民館条例施行規則

昭和60年3月13日教育委員会規則第1号

改正

平成3年11月30日教委規則第2号

平成12年8月8日教委規則第4号

平成18年12月28日教委規則第4号

平成22年12月14日教委規則第3号

忠岡町公民館条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、忠岡町公民館条例（昭和60年忠岡町条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合はこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日及び火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、その日が火曜日に当たるときは、その翌日も休館とする。

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第3条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は午前10時から午後6時までとする。

(使用許可申請)

第4条 公民館を使用しようとする者は、使用3日前までに、使用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。その内容を変更するときも、また同様とする。

2 前項の場合において、使用日の2か月前から受け付けすることができる。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(許可証の交付)

第5条 教育委員会は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、管理上特に必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書（様式第2号）を交付する。

(使用料の減免)

第6条 条例第10条の規定に基づく使用料の減免は次のとおりとする。

- (1) 法第10条に規定する社会教育関係団体が、社会教育に関する事業を行うために使用するとき。
- (2) 本町が使用するとき。
- (3) 町内の各官公署、学校園並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する事業を行う団体が使用するとき。
- (4) その他教育委員会が減免することを適当と認めたとき。

2 前項に規定する減免を受けようとする場合は、第4条の使用許可申請のうち、減免申請欄に記入のうえ、教育委員会に提出しなければならない。

(特別の設備)

第7条 使用者は、教育委員会の許可を得て、特別の設備をすることができる。

- 2 前項の許可は、第4条の使用許可申請と同時に行わなければならない。
- 3 使用者は、第1項による設備をしたときは、使用後直ちにこれを原状に復さなければならない。
- 4 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会が使用者に代ってこれを行い、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の責務)

第8条 使用者は、使用期間中、その使用にかかる施設及び附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(き損届又は滅失届)

第9条 使用者及び入館者が、公民館の施設及び附属設備その他器具備品等をき損又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(遵守事項)

第10条 使用者及び入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく附属設備その他器具備品等を公民館外に持ち出さないこと。
- (2) 許可された使用目的以外の施設及び附属設備その他器具備品等を使用しないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、若しくは危険性の伴う物品を公民館内に持ち込まないこと。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (5) 許可なく物品を販売し、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。
- (7) その他管理上支障のある行為をしないこと。

(入館の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者については、館長は入館を断わり、又は退館させることができる。

- (1) 伝染性疾患のある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、公民館の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年11月30日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年8月8日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日教委規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月14日教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○忠岡町働く婦人の家条例

昭和60年3月12日条例第21号

改正

昭和63年3月12日条例第2号

忠岡町働く婦人の家条例

(設置)

第1条 本町は勤労婦人、勤労者家庭の主婦等の福祉の増進、及び日常生活の向上を図るため、働く婦人の家を設置する。

(名称及び位置)

第2条 働く婦人の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 忠岡町働く婦人の家
- (2) 位置 忠岡町忠岡南1丁目18番17号

(業務)

第3条 働く婦人の家は、次の業務を行う。

- (1) 職業生活、家庭生活及び一般教養に関する相談、指導、講習等を行うこと。
- (2) 休養、レクリエーション等のために場所を提供し、指導及び助言を与えること。
- (3) その他、目的を達成するため、町長が必要と認める事業
- (4) 前各号の他、事業の実施に支障のない限りにおいて、働く婦人の家を一般の使用に供すること。

(職員)

第4条 働く婦人の家に館長、指導員、その他必要な職員を置く。

(使用料)

第5条 使用者は、別表の定めるところにより、使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 町長は、必要と認めたとき、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 使用者の責に帰することができない事由により、使用しなかったとき。
- (2) やむを得ない理由により、町長が承認したとき。

(附属設備の使用)

第8条 使用者から特に申し出があったときは、附属設備の使用を許可することができる。

2 前項の使用料は、町長が定める。

(損害賠償)

第9条 使用中に建物又は附属物を損傷し、若しくは滅失したときは、何人の所為であるかを問わず、使用者は、町長が決定した額を弁償しなければならない。

(事務の委任)

第10条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、忠岡町働く婦人の家の管理及び運営事務を忠岡町教育委員会に委任するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月12日条例第2号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

○忠岡町働く婦人の家条例施行規則

昭和60年3月13日規則第7号

改正

昭和61年7月1日規則第13号

平成5年12月1日規則第18号

平成8年6月1日規則第9号

平成18年12月28日規則第32号

平成22年12月14日規則第16号

忠岡町働く婦人の家条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、忠岡町働く婦人の家条例（昭和60年忠岡町条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 働く婦人の家には、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 講習室
- (2) 相談室
- (3) 談話室
- (4) 料理実習室
- (5) 託児室
- (6) 軽運動室
- (7) その他働く婦人の家の目的達成に必要な施設

(休館日)

第3条 働く婦人の家の休館日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合は、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日及び火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、その日が火曜日に当たるときは、その翌日も休館とする。
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用時間)

第4条 働く婦人の家の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は午前10

時から午後6時までとする。

(使用許可申請)

第5条 働く婦人の家を使用しようとする者は、使用3日前までに、使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、使用日の2カ月前から行うことができる。

(使用の許可)

第6条 町長は、前条の申請を受付したときは、その内容を審査し、管理上特に必要があると認めるときは、その条件を付し使用許可書(様式第2号)を交付する。

(使用料の減免)

第7条 条例第6条の規定に基づく使用料の減額又は免除は、次のとおりとする。

- (1) 勤労婦人及び勤労者家庭の主婦(隣接市の者を含む。)が使用するとき。
- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体が使用するとき。
- (3) 本町が使用するとき。
- (4) その他町長が減免することを適当と認めたとき。

2 前項に規定する減免を受けようとするときは、第5条に規定する使用許可申請書のうち減免申請欄に記入のうえ提出しなければならない。

(特別の設備)

第8条 使用者は、特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(建物等の滅失等の届出)

第9条 使用者は、建物附属物又は器具を滅失し、又はき損したときは、直ちに届け出て職員の指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第10条 使用者は、働く婦人の家の使用を終わったときは、直ちに届け出て職員の検査を受けなければならない。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく附属設備その他器具備品等を持ち出さないこと。
- (2) 許可された使用目的以外の施設及び附属設備その他器具備品等を使用しないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、若しくは危険性の伴う物品を持ち込まないこと。

- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (5) 許可なく物品の販売行為をしないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。
- (7) その他管理上の支障のある行為をしないこと。

(入館の制限)

第12条 次の各号の一に該当する者については、館長は入館を断わり又は退館させることができる。

- (1) 伝染性疾患のある者
- (2) 他人に危害をおよぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(働く婦人の家運営協議会)

第13条 働く婦人の家に働く婦人の家運営協議会を置くことができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年7月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年12月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年6月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日規則第32号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月14日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。